黒川単県自然債河川改良(防草対策)工事 特記仕様書

第1編 特記仕様書(工事) 第1章 総則

第1条 適用

本仕様書は「令和7年度 自河改(緊) 第1705-0-101号 黒川単県自然債河川改良(防草対策)工事」に適用する。

第2条 目的

本工事は、阿蘇市内牧地内の黒川において、土羽部から雑草が繁茂し、河川巡視時に支 障をきたしていることから、防草対策を実施するものである。

第3条 工事数量

本工事における工事数量は、別紙「工事数量総括表」のとおりとする。

なお、数量に変更が生じた場合は、発注者・受注者間で協議の上、契約変更の対象とすることができるものとする。

また、受注者は、工事着手後速やかに必要な測量を実施することとし、契約図書と現地の差異及び疑義を生じた場合は、原則として書面で監督職員と協議し適切な処理を行わなければならない。

第4条 適用基準

本工事の施工に当たっては、本仕様書によるほか、一般的な事項については「土木工事 共通仕様書(熊本県土木部 平成31年(2019年)4月)」、「土木工事施工管理基準(熊本県土木部 平成31年(2019年)4月)によらなければならない。

なお、技術上必要と認められるものについては、責任をもって補充することとする。

第2編 共通第2章 工程等制約条件

第5条 工期

本工事の工期は、契約締結日の翌日から令和8年2月18日までとする。

(1) 上記工期には、余裕期間30日間を設けており、受注者が契約時に、余裕期間の範囲内で工事開始日を選択する「任意着手方式」としている。任意着手方式では、余裕期間以外の期間(実工事期間)は変わらず、工事開始日により工期末が決定するので注意すること。

なお、余裕期間内の現場代理人及び技術者の設置は要しないものとする。

また、契約を締結するまでの間に、別記様式1により、工事開始日を通知すると共 に、契約後、契約約款第3条による工程表に余裕期間を記入して提出するものとする。

(2) 余裕期間内における資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

(3) 契約締結後において、工事開始日の変更の必要が生じた場合は、別記様式1により、 監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事着手できるものと する。

第6条 関係機関との連絡調整

工事用車両等の影響により、周辺道路の利用に影響を生じる恐れがある場合は、工程、施工手法等が確定次第、道路利用者等へ説明及び予告看板設置、チラシ等の配布により周知を図ること。

第3章 用地制約条件

第7条 工事用地の原形復旧

本工事の施工区域外の工事用地においては、使用終了後速やかに原形復旧しなければならない。

第8条 民地借上

本工事の施工に当たり民地等を借り上げる場合の地元折衝及び補償等は、特に指示しない限り、一切の行為は受注者の責任において処理しなければならない。また、借地を行った場合、借上用地の復旧作業が完了した際、返却完了の承諾書(別紙様式2)を地権者と取り交わすものとする。

第4章 支障物件

第9条 占用物件

本工事の施工にあたっては、事前に電気、通信、ガス、上水道、下水道等の地下埋設物の有無及び埋設位置を確認するとともに、必要に応じて管理者の立会いを求めること。 なお、架空物件についても同様とする。

第5章 騒音・振動・粉塵・汚濁等

第10条 不法無線車両の禁止

本工事は不法無線局を設置している車両の出入りを禁止する。受注者は、不法無線局設置車両の有無を確認するとともに、同車両を排除すること。

第11条 汚濁等の対策

本工事は、汚濁防止フェンス等による汚濁対策を見込んでいないが、現場条件等で必要となった場合は、事前に監督職員と設置範囲等の協議を行うこと。

第12条 工事環境に対する計画

周辺環境への配慮として、次のことに留意すること。

- 1 工事の施工に際しては、粉塵、濁水、騒音、振動及び通行障害等による地域住民及 び漁協とのトラブルを極力防止するよう、施工計画書作成時に綿密な検討を行うも のとする。
- 2 監督職員が必要と判断した時は、工事現場周辺道路の散水を行うものとする。
- 3 路面は常に良好な状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所については、 直ちにアスファルトや砂利で補給し、これらの維持に留意すること。
- 4 水質事故(油流出等)を起こさないように、重機の点検整備を強化するとともに、 慎重な作業に努めること。
- 5 水質事故が発生した場合、直ちに監督職員に報告するとともに、下流域に拡大しないようオイルフェンス・吸着マット等の対策を講じること。

第3編 施工管理第6章 施工管理一般

第13条 施工管理

出来形管理、品質管理については、「土木工事施工管理基準」により、本工事に該当する項目を選定し、実施するものとする。なお、土木施工管理基準に記載のない項目については、適用示方書、指針及び、実施工法の施工手順書(マニュアル)等を参考とし、管理基準を定め監督職員と協議すること。

また、本工事の施工に当たっては、事前測量を行い、施工範囲・施工数量等を確認し監督職員に照査報告及び協議した上で着手するものとする。

第7章 仮設

第14条 仮設

工事用道路等の仮設については、任意仮設とする。ただし、設計図書に示した施工条件 と現場条件が一致しない場合は、設計変更について受発注者間の協議によるものとする。

第8章 再生資源

第15条 再生資材の利用等

- 1. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等
- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下、「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下 の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7 解体工事に要する費用等」に 定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注 者が積算上条件明示した以下の事項と異なる場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難い場合で、

受注者の責めによるものでない事項については、監督職員と協議するものとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法18条に基づき、次の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

なお、書面は「建設リサイクルガイドライン」に定めた様式1 [再生資源利用計画書(実施書)]及び様式2 [再生資源利用促進計画書(実施書)]を兼ねるものとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

項目1①表

①分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法(※)
エ	①仮設	仮設工事	□手作業
_元 程		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
以 一	2± エ	土工事	□手作業
び解体方法内		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事	口手作業
		□有 ■無	口手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事	□手作業
法点		■有 □無	■手作業・機械作業の併用
容	⑤本体付属品	本体付属品の工事	□手作業
		□有 ■無	□手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事	□手作業
	()	□有 ■無	□手作業・機械作業の併用

項目1②表

②再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材	施設の名称	所 在 地
コンクリート	中間処理施設	_
アスファルト	中間処理施設	_

2. 建設発生土

(1) 本工事により発生する建設発生土は、次回以降工事へ流用するため、以下のとおり作業ヤードへの搬出を見込んでいる。

運搬距離: 0.3 km (片道)

搬出先 : 宮原川河川改修事業作業ヤード (阿蘇市湯浦地内)

(2) 発生土の性状や施工状況等により、搬出方法や搬出先を変更する必要が生じた場合は、受発注者間で協議の上、設計変更の対象とする。

第9章 安全管理

第16条 安全・訓練等の実施

安全・訓練等の実施については、土木工事共通仕様書1-1-30(工事の安全確保)の規定によるものとする。また、以下の項目については特に留意すること。

(1) 足場からの墜落事故防止対策

枠組足場における手すり先行足場の使用。

枠組み足場を設置する場合、「手すり先行工法に関するガイドライン」(厚生労働省 平成15年4月)を適用するものとする。

(2) 車両系建設機械の用途外使用による事故防止対策

労働安全衛生規則第 164 条により認められている車両系建設機械の用途外使用による作業を行う場合、「土木請負工事における安全・訓練等の実施報告書について」(平成7年4月18日付け土検第54号)における安全・訓練等として、用途外使用に関する安全・訓練等を行うこと。

(3)建設機械の作業範囲への立入禁止措置の未実施及び誘導者、合図者の未配置による 事故防止対策

労働安全衛生規則または、クレーン等安全規則により誘導者の配置、立入禁止措置、 あるいは合図者の配置が求められている作業を行う場合、「土木工事における安全・訓練等の実施報告書について」における安全・訓練等として、誘導者の配置、立入禁止 措置あるいは合図者の配置に関する安全・訓練等を行うこと。

第 4 編 一般施工編 第 10 章 護岸工

第17条 変状等の確認

工事着手にあたっては、施工予定範囲周辺(橋梁・護岸等)を確認し、周辺構造物に大きな変状が無いか、本工事の施工が可能か調査すること。

調査結果により本工事の施工に影響する可能性がある場合は、監督職員と協議すること。

第5編 その他 第11章 その他

第18条 ワンデーレスポンスの実施

- 1.この工事はワンデーレスポンス対象工事である。ワンデーレスポンスとは、受注者からの協議、報告、承諾願、確認願、立会願等(以下「協議等」という。)に対して、監督職員が原則として1日以内に回答するよう対応することである。ただし、1日以内の回答が困難な場合は、受注者と協議のうえ、回答予定日を設けるなど、何らかの回答を1日以内にするものである。
- 2. ワンデーレスポンスは、「土木工事監督におけるワンデーレスポンス実施要領」に基づき実施するものとする。
- 3. 受注者は、計画工程表の提出に当たって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を 把握できる工程管理方法について、監督職員と協議すること。
- 4. 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合又は計画工程と実施工程を比較照査し差異が生じる恐れがある場合には、原因を究明するとともに速やかに書面により監督職員に報告するものとする。

第19条 現場技術者等の腕章の着用

1. 目 的

現場における責任の自覚と意識の高揚並びに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として実施する。

- 2. 対象者
- 現場代理人
- ・監理技術者又は主任技術者
- 3. 腕章の仕様

仕様は、監督職員と協議するものとする。着用箇所は、腕の見易いところを原則とする。なお、腕章のほかにも名札も着用することが望ましい。

第20条 現場技術員

本工事は、以下により現場技術員を配置する。但し、契約後、変更となる場合がある。

- 1) 本工事は現場技術業務を株式会社ARIAKEに委託している。その取扱いについては、土木工事共通仕様書第1編1-1-9 (現場技術員)によるものとする。
- 2) 本工事を担当する現場技術員は別途通知する。

第21条 情報共有システム (設計額1千5百万円未満)

本業務は、情報共有システムの利用必須業務ではない。ただし、受託者からの 希望があれば、利用するものとする。

- (1) 情報共有システムは、業務の委託者、受託者間でやりとりする文書・図面を電子化して共有し、情報の有効活用を図るものである。
- (2) 利用する情報共有システム及び登録に必要な基本情報については委託者と協議することとする。
- (3) 情報共有システムの利用により、紙媒体の提出を妨げるものではない。 電子化が困難な書類等は、紙媒体の提出でも構わないものとする。

第22条 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

次の建設資材は、通常地域内から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議すること。

- ○購入費の対象となる建設資材は、砕石類(クラッシャーラン、粒度調整砕石、栗石、 割栗石、詰石、再生クラッシャーラン)とする。
- ○輸送費の対象は、仮設材(鋼矢板、敷鉄板等)とする。

【事前協議】

受注者は、遠隔地からの建設資材調達に要する購入費及び輸送費に係る設計変更を請求 しようとする場合は、次の事項を記載した「報告・協議書」により、発注者と協議するこ と。

① 遠隔地から調達する資材の名称・規格及び製造地区、輸送基地の名称

- ② 遠隔地から資材を調達せざるを得ない理由
- ③ 当該製造・生産工場又は輸送基地を選定した理由
- ④ 建設資材の見積書
- ⑤ その他発注者が必要と認めた事項

第23条 特例監理技術者の配置

本工事は、建設業法第26条第3項第2項の規定の適用を受ける監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の配置を認める。

特例監理技術者の配置を行う場合には、「主任(監理)技術者等及び現場代理人の取扱いについて(平成15年2月27日付け土木部長通知、最終改定 令和7年3月27日)」に記載されている要件を満たさなければならない。

本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

第24条 労働者確保に要する間接費の設計変更について

本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」において次に示す費用(以下「設計変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方法に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、設計変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する工事である。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

第25条 本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額

本工事の予定価格に含まれる法定福利費概算額は別記様式-3のとおりである。

第26条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の 状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

第27条 三者協議会

本工事は、「三者協議会」の開催を予定していないが、受注者において「三者協議会」の 開催が必要と判断される場合は、発注者と協議するものとする。

第28条 週休2日 (現場閉所型)の試行

本工事は、週休2日(現場閉所型)試行の対象工事であり、入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。入札に当たっては、「4週8休」の 実施予定の有無に関わらず、「4週8休」の実施を前提とした積算により応札すること。 受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領(土木工事編)(令和6年4月1日)(以下、「要領」という。)に基づき取り組むこととする。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認し、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況 に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

第29条 現場遠隔臨場試行工事の実施について

1. 建設現場における遠隔臨場の実施

「建設現場における遠隔臨場の実施」は、受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者(監督職員)における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等による受発注者双方の業務効率化を目指し、動画撮影用のモバイル端末、ウェアラブルカメラ等と Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」および「協議」の遠隔臨場を行うものである。

なお、遠隔臨場は『熊本県土木部「建設現場の遠隔臨場」試行要領』の内容に従い実施するものとし、業務効率化のツールとして積極的な活用を行う。

2. 遠隔臨場の実施の事前確認

受注者は、工事契約後速やかに監督職員との双方向通信の状況について確認を行う。また、受注者は遠隔臨場実施に要する費用(使用する機器やライセンス料など)の見積書を 遠隔臨場の実施前に発注者へ提出すること。

3. 実施内容

(1) 遠隔臨場の適用・不適用の確認

現場条件や確認内容により試行要領の別表 $1 \sim 3$ に示す適用が一致しない場合も想定されることから、適用・不適用については、適宜受発注者で確認することとする。

(2) 段階確認・材料確認、立会等での確認

受注者が動画撮影用のモバイル端末やウェアラブルカメラ等により取得した映像及び音声をWeb 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」と「立会」および「協議」を行うものである。

(3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等の代替手段で共有し、監督職員等は机上確認することも可能とする。

なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の現場臨場に変更することを妨げるものではない。

(4) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用のモバイル端末やウェアラブルカメラ等は受注者が手配、設置するものとする。

(5) 費用

遠隔臨場にかかる費用については、技術管理費に積上げ計上する。

(6) アンケート調査等への協力

受発注者は、今回の試行を通じた効果の検証及び今後の課題抽出のため、受注者や監督職員等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は協力するものとする。

(7) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、『建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準 令和5年5月26日』等に従い、監督処分を実施する場合がある。

第30条 補正係数

本工事は、「土木工事標準積算基準」等により対象額毎に算出された共通仮設費率及び現場管理費率に、それぞれ以下の補正係数を乗じる積算方式の対象工事である。

【共通仮設費率(率分):1.1 現場管理費率:1.1】

第31条 最新資材等単価への設計変更に係る特例措置

- (1) 本工事は、令和7年7月15日付けの設計単価で積算しているが、契約締結日まで に設計単価が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議 の上、契約締結日の最新の設計単価で設計変更を行う。
- (2) ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。

第32条 最新積算基準への設計変更に係る特例措置

- (1) 本工事は、令和6年度熊本県土木工事標準積算基準(以下「積算基準」という。)に 基づき積算を行なっているが、契約締結日までに積算基準が改定された場合には、当 初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議の上、契約締結日の最新積算基準で設 計変更を行う。
- (2) ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。

第33条 工事成績評定

本工事は、熊本県請負工事成績評定要領に基づき評定を行う。なお、以下の項目に該当がある場合は、決められた算出方法により加点を行う。

- ①契約後VE対象の工事で、VE提案が採択され、提案工法が高度技術として評価できる場合
- ②厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく建設従事者 に対する安全教育を、工事現場ごとに建設業労働災害防止協会または労働安全コンサ ルタント等の外部機関を活用し、半日以上実施した場合
- ③高度技術・創意工夫・社会性等に関しての実施状況を工事完了時までに提出した場合

第34条 現場環境改善

1: 工事現場の環境改善は、周辺住民の生活環境への配慮及び一般住民への建設事業の 広報活動、現場労働者の作業環境の改善を行うために実施するもので、公共事業の 円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、 この趣旨を理解し発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施する ものとする。

- 2:本工事は現場環境改善費を計上しており、別表-1の内容のうち原則として各計上費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつ(いずれか1費目のみ2内容)の合計5つ以上の内容を実施するものとする。ただし、5内容を超えて実施した場合であっても、設計変更は行わないものとする。
- 3:現場環境改善については、具体的な実施内容や実施時期について、施工計画書に含め提出するものとする。
- 4: 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

【別表-1】

<u> </u>	
計上費目	実施する内容(率計上分)
<u>現場環境改善</u> (仮設備関係)	1.用水・電力等の供給設備、2.緑化・花壇 3.ライトアップ施設、4.見学路及び椅子の設置
	5.昇降設備の充実,6.環境負荷の低減
<u>現場環境改善</u> <u>(営繕関係)</u>	1.現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)
	2.労働宿舎の快適化
	3.デザインボックス(交通誘導警備員待機室)
	4.現場休憩所の快適化
	5.健康関連設備及び厚生施設の充実等
	1.工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識
<u>現場環境改善</u>	<u>等)</u>
(安全関係)	2.盗難防止対策(警報器等)
	3.避暑(熱中症予防)・防寒対策
<u>地域連携</u>	1.完成予想図、2.工法説明図、3.工事工程表
	4.デザイン工事看板(各工事 PR 看板含む)
	5.見学会等の開催(イベント等の実施含む)
	6.見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営
	<u> 7.パンフレット・工法説明ビデオ</u>
	8.地域対策費(地域行事等の経費を含む)
	9.社会貢献

第35条 塗装工

当該箇所は観光地であることを踏まえ、噴霧器等により塗装を行い、打設後のコンクリート明度を暗くすること。

第36条 その他留意事項

本工事の施工に当たっては、次の点について留意すること。

(1) 工事受注後、現場の立ち入りに当たっては、関係地権者並びに工事施工に伴い影響を与える周辺土地所有者又は駐在員に必ず工事着手の挨拶を行うこと。

- (2) 施工中の現場においては、地権者及び通行人等への挨拶を行うこと。
- (3) 施工完了後、周辺の整理を行うこと。
- (4) 1日の作業終了時には必ず現場の安全確認を行い、安全施設等の点検を行うこと。
- (5) 1日の作業終了は、極力中途半端な状況で終了しないようにすること。
- (6) 施工期間中は現場の維持補修を適切に行い、通行人および通行車両の安全を確保すること。
- (7) 地権者等からの要望や支障物件については、現場で判断せずに監督職員と協議すること。
- (8) 事業損失等が発生しないよう周辺の環境に配慮すること。
- (9) 毎月末の進捗状況を翌月5日までに監督職員に報告すること。
- (10) 現地状況に変更等が確認された場合、その都度速やかに監督職員に報告、協議すること。
- (11) その他、疑義が生じた場合には、監督職員と協議のうえ、施工すること。

(発注者) 殿

(受注者) 住 所 商号又は名称 代表者氏名

工事開始日通知書 (変更協議書)

次の工事について、工事開始日を定めました(変更したい)ので通知(協議) します。

工事名	
工事場所	
工事の始期 (工事開始日)	変更協議の場合は、当初と変更を2段書きすること 変更の場合の記載例) (当初)令和〇年〇月〇日 (変更)令和〇年〇月〇日 (余裕期間〇日短縮)
工事の終期 (工事完成日)	変更協議の場合は、当初と変更を2段書きすること 変更の場合の記載例) (当初)令和〇年〇月〇日 (変更)令和〇年〇月〇日 (工期末〇日短縮)

- ※1 本通知書は、契約書の提出期限内に提出すること。
 - 2 工事の終期は、本通知に記載した工事開始日に、特記仕様書に示す実工期期間を加えた期日を記載すること。
 - 3 契約書上の工期は、始期は契約日の翌日を、終期は本通知書における工事 の終期を記載するので注意すること。
 - 4 変更協議を行う場合は、「工事開始日<u>通知書」を「工事開始日変更協議書」に、「工事開始日を定めました</u>ので<u>通知</u>します」を「工事開始日を<u>変更したい</u>ので<u>協議</u>します」に改めること。

承諾書

黒川単県自然債河川改良(防草対策)工事に伴い借地した下記用地について、当該工事による復旧が完了したことを確認し、返却を承諾する。

記

1 地番
2 確認日
3 確認者

予定価格に含まれる法定福利費概算額

工種	河川維持工事
予定価格(税込)	¥14,637,700
上記予定価格に含まれる 法定福利費概算額	¥933,885

上記予定価格に含まれる法定福利費概算額は、法定福利費のうち事業主 負担額の概算額です。

当該概算額は、あくまで現場管理費及び直接工事費(営繕工事については、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費)に含まれる法定福利費について、当工事に係る積算上の予定価格の額に、工種別の「予定価格に占める法定福利費の平均割合」を乗じて算出したものであり、実際に事業主が負担する額は労働者の雇用形態、施工地域等の実情に応じて異なります。